

# 令和4年度 第1回奈良県道路メンテナンス会議

日時：令和4年8月2日（火）  
15時00分～

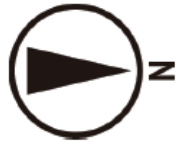
## 議事次第

### 1. 開会

### 2 議事

- (1) 規約について . . . 資料1
- (2) 2巡目（3年目）の点検結果【速報値】 . . . 資料2
- (3) 2巡目の点検計画 . . . 資料3
- (4) III判定施設の修繕状況【速報値】 . . . 資料4
- (5) IV判定施設の対応状況（橋梁） . . . 資料5
- (6) 自治体支援 . . . 資料6
  - ・奈良モデルの推進
  - ・近畿道路メンテナンスセンターによる自治体支援
  - ・新技術を活用した橋梁点検技術デモ
- (7) 奈良県道路メンテナンス会議 . . . 資料7
  - ・令和3年度 活動報告 . . . 資料7
  - ・令和4年度 活動計画 . . . 資料8

### 3 閉会



# 配席図

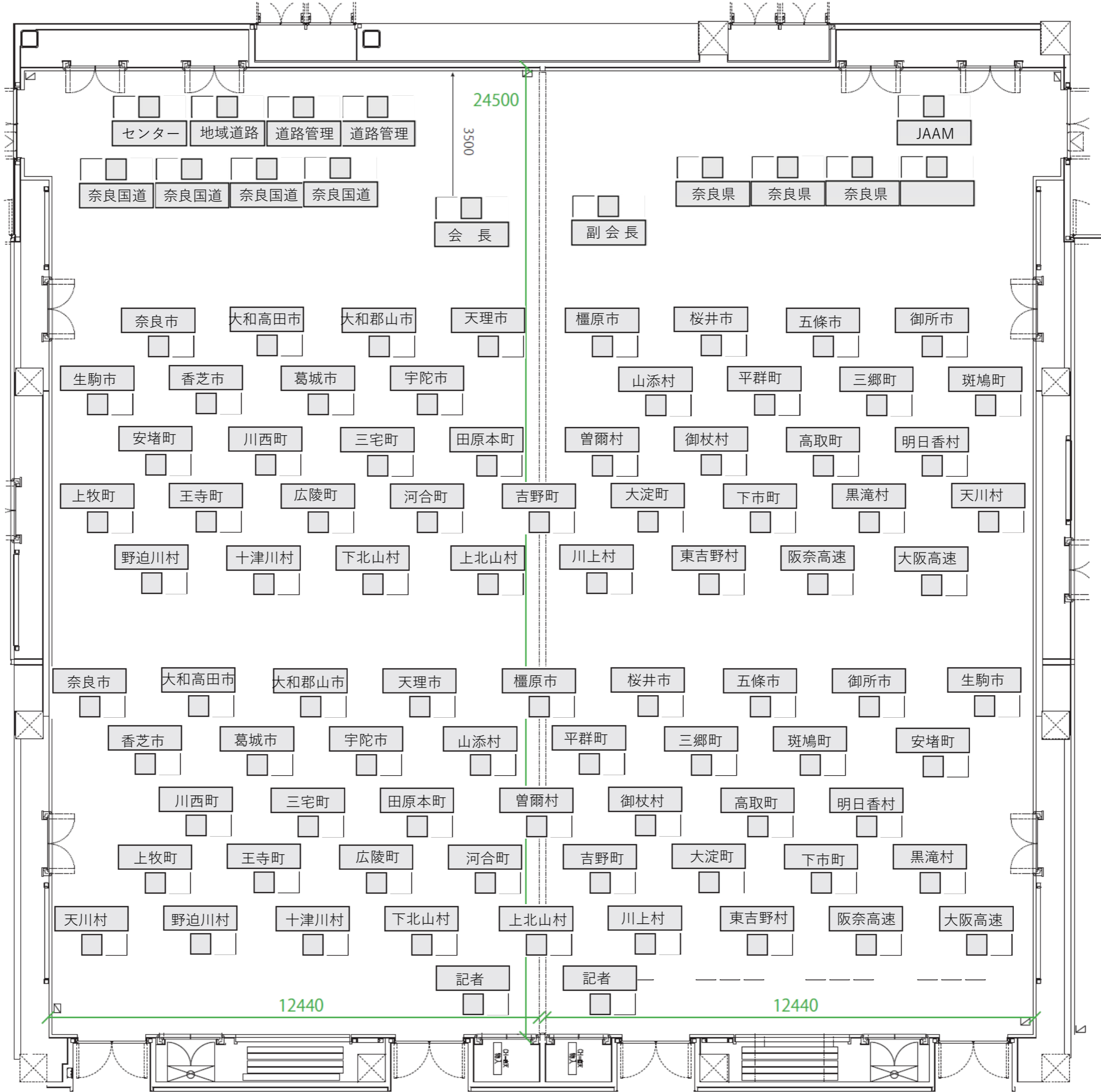
事務局席  
 中会議室 203  
 156名  
 153.9㎡

中会議室 204  
 156名  
 153.9㎡

構成員席

随行者席

記者席



5000  
 A3:1/100

令和4年度 第1回  
奈良県道路メンテナンス会議

---

令和4年8月2日

---

## 「奈良県道路メンテナンス会議」規約

(名称)

第1条 本連絡協議会は、「奈良県道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会議は、インフラの老朽化対策が社会的な課題となっていることに鑑み、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、道路インフラの機能を適切に維持し道路交通の安全・安心を確保するため、奈良県内の各道路管理者が、道路インフラの維持管理についての情報共有や課題解決への連携を深めることを目的とする。

(対象施設)

第3条 対象施設は、本会議を構成する団体が管理する奈良県内の道路とする。

(業務)

第4条 本会議は、その目的を達成するため、対象施設の点検、維持修繕計画の策定、修繕工事の実施について情報共有、相互の支援、補完、協力に関する協議・調整を行う。

(構成)

第5条 本会議は、別表－1に掲げる者をもって構成する。

(会長、副会長)

第6条 会長は、国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所長がこれにあたる。  
2 副会長は、奈良県県土マネジメント部道路保全課長がこれにあたる。  
3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(協議会)

第7条 会議の開催は、必要に応じ会長が招集する。構成員は、本務のためやむを得ない場合は代理人を出席させることができる。  
2 会議の議長は、会長が務める。  
3 会長が必要と認めた場合は、会長が指名する者を参加させることができる。  
4 会議における議決は、出席者の多数決によることを原則とする。

(書面評決)

第8条 本会議において議決が必要な場合、会長の判断により、会議を開催せず書面評決により議決することができる。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、会議に幹事会を置く。  
2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(道路鉄道連絡会議)

第10条 鉄道を跨ぐ全ての道路橋等の適切な定期点検及び修繕工事（耐震補強工事を含む）を計画的かつ効率的に進められるよう、会議に道路鉄道連絡会議を置く。  
2 道路鉄道連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 本会議の事務局は、近畿地方整備局奈良国道事務所管理第二課及び奈良県県土マネジメント部道路保全課に置き、運営にあたって互いに協力するものとする。

(雑則)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会議の運営に必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成26年4月 1日から適用する。

この規約は、平成26年 6月18日から適用する。  
この規約は、平成28年 2月 3日から適用する。  
この規約は、平成29年 2月 9日から適用する。  
この規約は、平成29年 7月19日から適用する。  
この規約は、平成30年 7月27日から適用する。  
この規約は、平成31年 4月 1日から適用する。  
この規約は、令和 2年 4月 1日から適用する。  
この規約は、令和 3年 4月 1日から適用する。  
この規約は、令和 4年 4月 1日から適用する。